

第4回取手市特別職報酬等審議会 議事録

- 1 開催日時：令和7年6月26日（木）午後5時30分～午後7時10分
- 2 開催場所：取手市役所 議会棟大会議室
- 3 出席者：
会 長：釧持 禎（互選による）
副会長：村山 貴子（互選による）
委 員：成島 久美子、渡部 日出雄、寺田 満、中村 治郎、
大久保 礼子、芝沼 雅敏（欠席）桃井 省吾、小林 浩
取手市：中村 修市長（答申書受領のため）
（事務局）吉田総務部長、軽部人事課長、山下副参事、志賀係長、松下係長

4 議事の概要

【会議開催に際しての確認事項】

- 取手市特別職報酬等審議会条例第5条第2項に基づき、過半数の委員の出席により本会議は成立している。
- 傍聴は認めない。
- 議事録は事務局（人事課）で作成することとし、要点筆記とする。
- 議事録の作成にあたっては、発言者の名前は伏せて、会長、委員、事務局、説明員という表現で記載する。

5 審議の内容

（1）訂正箇所の報告

【事務局】

- 第3回審議会の配布資料に訂正があるため、資料「第3回審議会資料の訂正について」により説明させていただきたい。
- 滋賀県草津市について、人口を139,638人から140,493人に、議長の報酬額558,000円を571,000円に、副議長の報酬額492,000円を503,000円に、議員の報酬額443,000円を453,000円に、適用年月日を平成27年4月1日から令和7年4月1日にそれぞれ訂正したい。
- 次に、大阪府富田林市の人口を106,580人から105,243人に訂正したい。
- これらの訂正により、類似団体全国49市の報酬額の平均値及び中間値が変動する。まず3段目の平均値は、議長の報酬額579,055円が579,320円に、副議長の報酬額519,553円が519,778円に、議員の報酬額483,767円が483,971円に訂正となる。また、4段目の中央値は、議長の報酬額558,000円が560,000円に、副議長の報酬額496,000円が500,000円に訂正となる。議員の中央値には変動はない。
- 最後に、坂東市の人口を52,211人から51,936人に訂正したい。

- 以上の訂正により、類似団体全国 49 市の報酬額の平均値について最大 265 円、中央値について最大 4,000 円の変動が生じるが、今回の報酬額決定に係る審議には影響が及ばないものと判断させていただいた。
- 資料の 2 ページ目以降は、数値の訂正により差し替えが必要となる資料の全部を訂正版として配布させていただいたものである。

【会長】

- 今の説明について、事務局としては、訂正の結果、若干の数値の変動があったものの判断資料としては問題がないということだったが、このへんについて委員の皆さんから御質疑があれば。そういった形でよろしいか。

<異議なし>

(2) 答申書案の審議

【会長】

- それでは審議に入りたい。前回の審議の中で、取手市の議員報酬額については引上げが妥当であること、引上げの額として議長 537,000 円、副議長 481,000 円、議員 448,000 円とすることについて、全員、異論がないということで決定した。
- 今回は、答申書の内容について御確認いただき、皆さんからの追加意見等を盛り込んで、市長にお渡ししたいと考えている。
- 答申書の素案は、委員の皆様へメールで配信し、事前に確認いただいているところであるが、今までの 3 回にわたる審議会の経過とか、皆さんの御意見をほぼ網羅しているかなと感じている。特に内容については、副会長にアドバイスを頂き、加除整理していただいた。
- その内容について事務局に読み上げてもらい、委員の皆さまには改めてもう一度、御確認、御検討いただきたい。意見をいただいた場合は、この場で加除訂正して、市長にお渡ししたい。

<答申書素案を読み上げ（事務局）>

【会長】

- 今、事務局に読み上げてもらった答申書の素案は、先日、副会長と私とで、事務局を入れて計 3 回の議事録を見ながら作成した案となる。気になる点や表現を変えた方が良くと思われる点があれば、忌憚のない御意見をいただきたい。

【委員】

- 5 ページの注釈について、著者名の後の括弧がシングルの括弧になっているが、二重括弧にしていいただきたい。また、6 ページの注釈については、「前掲^(注4)」とした上で著者名を続けていただきたい。同様に 8 ページの注釈も「前掲^(注4) (注5)」としていただきたい。
- 7 ページの中央値の注釈のところで、「データを大きさの順で並べたときに真ん中の順番になる」とあるが、「真ん中の順番になる」という表記を「順番の中央に位置する」に改めていただきたい。

【会長】

- ただ今、御指摘をいただいた点については、内容が変わってしまうわけではなく、字句や表記の仕方の訂正なので、こういった訂正については、最終的には事務局にお任せするという事でよろしいか。

<異議なし>

【委員】

- 注釈のところで「第9次改訂版」とあるが、これには発行年も表示すべきでは。

【委員】

- 本来なら、出版社の名称や何年何月発行という表記も入れたほうがよい。第9次と入れてあるので、これでも分かるかなとは思いますが。

【会長】

- 何年という表記があった方が分かりやすいと思うので、委員の皆さんがよろしければ、そのように訂正したい。

【委員】

- 著者名、本の名称、出版社名、発行日、参照ページを入れていただけると良い。

【会長】

- これらも表記の仕方の問題で、内容が変わるわけではないので、御異議がなければ事務局に訂正をお任せしたい。他に御意見等は。

【委員】

- 2の改定時期の「速やかな実施が望ましい」というところについて、少し漠然としているので、ある程度、具体的にしておいたほうがよい。報酬改定の速やかな実施ということであれば、今年の下期の10月1日とか、年度が切りかわった令和8年度とか、新規の議員が就任した時期などが想定されるが、こういった具体的な時期を記載する必要はないか。
- また、4の附帯意見のところで、今後の審議会の開催について「議員報酬が適正かを検証する機会を設けることが望ましい」とあるが、このまま順調に財政が潤ってくれば問題はないのだが、人口減などの様々な問題により税収が減少した場合には議員報酬を上げた状態のままで良いのかという問題が残るので、やはり定期的な見直しが必要になってくるように思う。一つの案としては、年金行政は5年に一度の頻度で見直しを行っているので、これを参考にしてみてもどうかと思う。

【会長】

- 改定時期については、結論としては執行部に任せるということになるが、財政や任期の問題等を加味する必要がある。私ども審議会としては、結論が出たからには早めに実施していただきたいという意味も込めて、あえて年月日を入れずに「速やかに」という言葉に集約させていただいたという経緯がある。
- 例えば金額に関しても、審議会が答申した金額を執行部がそのままストレートに採用するとは限らない。財政状況とか今までの経過などを考慮する可能性もあり、日付などをがんじがらめに決めてしまうことについて少し疑問があったので、「速やかに」という言葉にさせていただいた。

【委員】

○今すぐに改定するということになる、補正予算を組む必要が生じるのか。

【会長】

○そういうことになると思う。ただ、一般的に年度の途中での補正というのは、非常にやりづらい部分もあると思うので、そこは執行部に委ねた方が良いのではないかなと思う。すぐ改定すべきという御意見があれば、日付を入れることも可能だが、「速やかに」ということにして、執行部に任せるというのも一案だと思うがいかがか。

＜異議なし＞

【会長】

○次に、4の附帯意見の内容について審議していきたい。前回の審議会においても「定期的に」という文言を入れるべきか否かで意見が分かれていた。この点については、「特別職報酬等審議会の条例の規定上、こういう解釈ができる」ということについて、改めて事務局から説明していただきたい。

【事務局】

○市長の附属機関として置かれる特別職報酬等審議会の条例上の所掌事項について、「市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聴くものとする」とされている。これを要約すると、「市長は、審議会を開催して委員の意見を聴いてからでなければ、議員の報酬額、市長等の三役の給料額を引き上げることはできない」ということになる。しかしながら、審議会の答申に法的拘束力はないため、答申の内容によらず、最終的な判断はあくまでも市長に委ねられるということになる。裏を返せば、報酬等審議会に対する諮問の権限は、市長のみが持つものであり、条例において規定されない限り、必ずしも審議会の開催について制限を受けるものではないし、逆に効力を持つものでもない。

【会長】

○この件については、委員の皆さんから、「『定期的に』という文言を入れたらどうか」という御意見の一方で、「条例に『定期的に』と入っていないとできないのでは」という御意見もあった。ここの部分をどうしようかという副会長との打ち合わせの中で、学識経験者としてのアドバイスをいただき、このような内容にしたという経緯がある。この点について副会長から一言お願いしたい。

【委員】

○会長と答申案の内容を詰めていった中で、この点についても会長から意見を求められたが、そのときお伝えした私なりの意見がそのまま附帯意見に盛り込まれている。私も委員の一人として検証を進める中で、自治体によって報酬額に大きな開きがあるということに驚いた。議員報酬に一定のルールや算定方式がないまま30年経過し、そのまま据置きになっているという中で、報酬水準について何を拠り所にするれば合理的な算定基準になるか、妥当な基準になるのかについて非常に迷いがあった。そうした中で、議会の議長から、議会活動や議員活動、そして議会が抱える色々な課題について御紹介があり、改めて考える機会をいただいた。そして最終的には、他の自治体の実例や先進市の算定方式から合理的な算定方式

や妥当な報酬水準を導き出して、全員の総意のもとに決めることができ、正直ほっとしている。改めて審議会委員として責任を強く感じているところである。こういう気持ちは今ここに委員全員がお持ちだと思うが、そういった思いを代弁する意味も込めて、素案にあるような表現にさせていただいた。

【会長】

- 附帯意見の表現は、副会長の意見をいただいて作成したが、「定期的に」ということになると、条例改正が必要となるほか、「報酬を上げるのが前提だと捉えられてしまう」「財政に不要な負担がかかる」「事務局の負担が生じる」などといったデメリットもあるようだ。今回は、「定期的に」という文言を入れずに、本審議会で示した人口 10 万規模の類似団体の中央値という算定方式をきちんと意識した上で、必要に応じて審議会を開催するようにしてもらいたいと考える。
- 今回のように 30 年間経過ということになると、次に審議を行う際にも慎重にならざるを得ない。あえて期日は入れずに、今回の基準と乖離した場合には開催するのが望ましいという形にさせていただいた。この点について、委員の皆さんから、もう少し違う表現の方がよいという意見があれば。

【委員】

- 答申書の内容を読んで、特に感じたのは、議会改革の問題である。平成 6 年当時大きな問題ではなかったが、今の議会改革は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査において全国 1,700 団体の中で 2 年連続トップだったという実績があり、他の議会とは比較できない内容を含んでいる。そういう意味でも、第三者に評価されたということで、答申書の中で強調しておくべき内容だと思う。

【会長】

- 附帯意見について御意見があれば。

【委員】

- 附帯意見のところで「全国水準と比較し」とあるが、これを入れるべきか否か、判断の分かれるところであると思う。単に「議員報酬が適正かを検証する」という文章でもよいのではないか。というのも、今後も想定外のことが起こり得るという中で、それが起こったときに全国水準が反映されていればよいのだが、そのようにいかない事態も想定される。個人的には、「全国水準と比較し」という文言は、あえて省いたほうがよいのではないかと考える。

【会長】

- この件については、副会長とも協議した中で、人口 10 万規模の類似団体における中央値という基準を踏まえて、「全国水準と比較し」という文言を盛り込んだ。委員の御指摘のとおり、市町村によっては、例えばリーマンショックのような事態が生じた際に非常に大きな影響を受けることもあり得る。全国水準だけを指標とすることが果たして妥当なのかという議論もあると思うが、全てを盛り込もうとすると、全ての事象について規定しなければいけないということになる。あくまで今回の判断のベースとなる考え方として全国水準という文言を入れておき、イレギュラーな事態が発生した際は、執行部に判断を委ねていきたいと考えた。ただ、委員の御意見はもっともである。

○リーマンショックのようなことがあれば、執行部として考えないといけないので、首長が審議会に色々な意見を求めてもよいわけだし、実際に財政状況が厳しくなった際に三役の報酬を引き下げている経過もある。細かい部分までは束縛せずに、執行部の自発的な判断で決めてもらいたいという思いがあり、このような文言にとどめた。これについて、他の委員の方から御意見があれば。

【委員】

○この文章の内容で問題ないを考える。こういう考え方で作ったのだなという形で見ていただけたらと思う。

【会長】

○「全国水準」の部分以外の全体的な内容としては、異論はないということによろしいか。

【委員】

○問題ない。

【会長】

○他に御意見はあるか。

【委員】

○この30年間、議員報酬の見直しを全く行ってこなかったというのは問題であり、前回、審議会の定期的な開催について提案させてもらったが、色々なことが変わりつつある現状を踏まえると、このままの内容で問題ないを考える。

【委員】

○私もこの内容で問題ないを考える。

【委員】

○先程、会長からも説明があつたが、決定的な表現を用いるよりは、ある程度、幅を持たせた表現とした方が柔軟な対応がとれるので、この答申書案の内容のまま問題ないを考える。

【会長】

○これで委員の皆さん全員から意見を聴いたことになるが、さきほどの部分についても、このままの形でよろしいか。

<異議なし>

○では、この内容で市長に提出を行いたいですが、よろしいか。

<異議なし>

(3) 答申書の提出

【事務局】

- それでは、ただ今から、市長に対して取手市特別職報酬等審議会の答申書の提出を行うとともに、市長より答申書受領にあたっての御挨拶をいただきたい。

＜会長から市長に対し答申書を提出＞
＜答申書受領にあたり、市長から御礼の挨拶＞

(4) その他補足説明

【会長】

- 本審議会は今回で解散となるが、その前に今回の会議内容の開示の方法について、事務局より説明願いたい。

【事務局】

- 今回 30 年ぶりに特別職報酬等審議会を開催した中で、積極的に審議内容を公開していく必要があるように思う。公開のツールとしては、市のホームページを考慮しており、会議の経過や答申書の公開を考えていきたい。具体的には、答申書や会議資料、議事録が対象となる。
- 答申書には全委員の氏名が掲載されているが、議事録については、会長以外の発言は、発言者の表記を「委員」として統一している。
- 会議資料には他の自治体から提供を受けたものが含まれており、公開を予定していないものも含まれていることから、事務局の方で内容を精査した上で、公開を行いたい。
- 公開を行う前には、委員の皆さんにメール等で確認していただく予定である。答申書は、そのままの内容を公開し、議事録についても、先程申し上げた点を考慮しつつ、極力そのままの情報を公開するよう対応したい。

【会長】

- 情報の公開方法について、事務局から説明のあった方法で支障はないか。

＜異議なし＞

【会長】

- それでは、以上をもって本日の審議会を終了とする。

午後 7 時 10 分散会